

秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
点検及び管理の義務) 第十条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者、以下「広告物の所有者等」という。）は、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検、補修その他必要な管理を怠らないようにし、当該広告物又は掲出物件を良好な状態に保持しなければならない。 第十条の二 この条例の規定による許可に係る広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、定期に、次の各号 当該広告物又は掲出物件が規則で定める大規模な広告物又は掲出物件である場合にあつては、第三号を除く。）のいずれかに該当する者に当該広告物又は掲出物件の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、貼紙、貼札、広告旗、立看板その他規則で定める広告物及び掲出物件については、この限りでない。 一 第七条の二第二項第一号又は第二号に掲げる者 二 広告物又は掲出物件の点検をするために必要な知識及び技能を有する者として規則で定めるもの 三 広告物又は掲出物件の管理者 第七条の二第一項の規定により当該広告物又は掲出物件を管理する者をいい、前二号に掲げる者を除く。） 2 広告物の所有者等は、前項の点検の結果を当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者及びこれらを管理する者に速やかに報告しなければならない。	管理義務) 第十条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、 補修その他必要な管理を怠らないように ならない。

処分、手続等の効力の承継)

第十五条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物の所有者等について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

処分、手続等の効力の承継)

第十五条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者 について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。